

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

長崎市消費者センターからの情報です。

警戒情報

配信日 平成29年5月24日

架空請求 ～身に覚えの無い請求に注意～

最近ハガキによる架空請求が多発しています！

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ355

この度御通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年3月30日

民事訴訟管理センター
〒102-8688
東京都
消費者相談窓口 03-
受付時間 9:00～20:00

★消費生活センターからのアドバイス

- 身に覚えのない請求には、指定された電話番号に連絡をしてはいけません。連絡をしてしまうと脅され、個人情報聞き出されてお金の要求が始まります。もし、一度支払ってしまうと、請求が止まらなくなります。
- このハガキは、裁判所の機関を偽り、消費者を信用させる手口です。裁判所からの正式な通知は、特別送達にて送られてきます。
- 詐欺業者が架空請求を支払わせる方法でよく使われるのが大手信用会社の「ギフトカード（電子マネー）」を購入させ、カードに書いてある番号を聞き出す手口です。支払方法で「ギフトカードを買って」は詐欺です。コンビニ収納代行サービスを悪用して支払わせる場合もあります。また、銀行の“支店以外”のATMを指定し、電話で指示しながら振り込ませることもあります。

※ おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または各市町相談窓口にご相談ください。

★ おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) … 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-4222)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

杵岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

※ 各町にも相談窓口があります

